

奈良労働局

～見過ごせない法改正～ カスハラ・求職者等セクハラ対策説明会

定員
280名

事前
予約制

参加費
無料

2026年
10月1日より

カスタマーハラスメント、
求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。
本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

日時
2026年 9 / 9 (水) 14:00～(受付開始 13:30)

会場

奈良公園バスターミナル

東棟2階 レクチャーホール
奈良県奈良市登大路町76

会場案内は裏面をごらんください。

対象

企業の人事・労務担当者・経営者様/管理職の方々

申込方法

※申込〆切：9月2日（定員に達し次第〆切）

「あかるい職場応援団」（厚生労働省が運営するポータルサイト）
からお申し込みください。

●お申し込みのURL→https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/countermeasure/briefing_session/#nara

説明会終了後に、説明内容の動画を配信します。視聴希望の方もお申し込みください。

「あかるい職場応援団」HP

プログラム

- カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントに係る法改正の概要等 奈良労働局
- カスタマーハラスメントの防止に向けたこれまでの取組について 市民生活協同組合ならコープ
- 職場におけるカスタマーハラスメントに対する警察の取組等について 奈良県奈良警察署
- 職場におけるハラスメント被害者へのメンタルヘルス対策支援等について 独立行政法人労働者健康安全機構 奈良産業保健総合支援センター
- 15:45～個別相談



説明会に関する
お問い合わせはこちら

奈良労働局雇用環境・均等室

0742-32-0210（受付時間 平日8:30～17:15）

Email: 29roudou_ks@mhlw.go.jp

法改正のポイント

カスタマーハラスメントって？

職場での「カスタマーハラスメント」とは、①～③を全て満たすものをいいます。

- ①顧客等の言動であって、
- ②そこで働く労働者が従事する業務の性質・その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

カスタマーハラスメント防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- カスタマーハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc・・・

求職者等に対するセクシュアルハラスメントって？

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により、求職者等による求職活動等が阻害されるものを言います。

- 求職者等：求人への応募者のほか、企業の採用に資する活動への参加者や、教育実習や看護実習などの実習を受けるものを含みます。
- 求職活動等：企業の採用面接への参加、就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習・看護実習等の受講 etc・・・

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- 求職者ハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc・・・

会場へのアクセス

●近鉄をご利用の場合

東改札口より、1番出口を出てそのまま東へ徒歩約10分
(奈良県庁舎、東隣です)

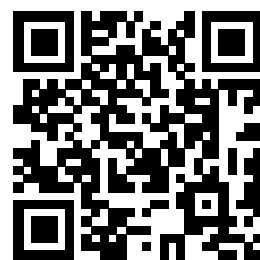
●JRをご利用の場合

東出口 バスターミナルから
奈良交通2系統市内循環バス（外まわり）に乗車 約10分
「県庁前」バス停下車 東へ徒歩約3分

●路線バスをご利用の場合

奈良交通 市内循環バスの「県庁前」が最寄りのバス停です。

地図はこちらをごらんください↓



※自動車及び原動機付自転車全般、自動二輪車の駐車場・駐輪場はございません。
また、自転車駐輪場もスペースに限りがございますので公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。